

令和 8 年社会生活基本調査の 調査事項の変更

調査事項の変更①

- 趣味・娯楽の既存種目：スポーツ観覧・観戦（調査票A） -

概 要

趣味・娯楽の既存種目「スポーツ観覧・観戦」について、令和3年調査では、直接観戦のみを捉えていたが、パブリックビューイングやインターネット、テレビなどによる直接観戦以外の行動も種目として捉える必要があるため、直接観戦以外の種目を新設

<趣味・娯楽>

・授業・仕事および家事として
行うものは除きます
・クラブ活動や部活動は含め
ます

・この1年間に1日もしな
かった場合を含め すべて
の種目に記入してください

ス ポー ツ 観 覧 ・ 観 戦
(テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く)

美 術 鑑 賞
(テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く)

演 芸 ・ 演 劇 ・ 舞 踊 鑑 賞
(テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く)

映画館での映画鑑賞

映画館以外での映画鑑賞
(テレビ・DVD・パソコンなど)

背 景

- 新型コロナウイルス感染症状況下において、無観客試合、施設の臨時閉館などによりインターネット等による直接観戦以外（スマートフォン、テレビ等）での観覧、鑑賞等が普及
- オリンピックやW杯のような大きなスポーツのイベントでは、パブリックビューイングでの観戦も行われ、さながら実会場にいるのと変わらない体験をしている
- 世の中の変化や盛り上がりの状況を捉えることは重要であり、直接観戦以外を除外する必要性はないのではないか

趣味・娯楽の種目の新設（スポーツ観覧・観戦関連）

新設する種目の具体的な項目案

- 新設する種目の項目案は、
「**現地以外でのスポーツ観戦（パブリックビューイング・テレビなど）**」とする。
- また、既存種目である
 - ・「**映画館での映画鑑賞**」
 - ・「**映画館以外での映画鑑賞（テレビ・DVD・パソコンなど）**など」
 のように、回答者が明確に選択できるよう、以下のとおり、従来の項目名を「**現地でのスポーツ**」
観戦」に変更し、新規種目と対になるように設置する。

➤ 令和3年社会生活基本調査

<趣味・娯楽>	
・授業・仕事および家事として行うものは除きます ・クラブ活動や部活動は含めます	
・この1年間に1日もしなかった場合を含め <u>すべての種目に記入してください</u>	
スポーツ観覧・観戦 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く)	☐
美術鑑賞 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く)	☐
演芸・演劇・舞踊鑑賞 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く)	☐
映画館での映画鑑賞	☐
映画館以外での映画鑑賞 (テレビ・DVD・パソコンなど)	☐
コンサートなどによるクラシック音楽鑑賞	☐
コンサートなどによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞	☐
CD・スマートフォンなどによる音楽鑑賞	☐
楽器の演奏	☐

項目名変更

新設追加

➤ 令和8年社会生活基本調査(案)

<趣味・娯楽>	
・授業・仕事および家事として行うものは除きます ・クラブ活動や部活動は含めます	
・この1年間に1日もしなかった場合を含め <u>すべての種目に記入してください</u>	
現地でのスポーツ観戦	☐
現地以外でのスポーツ観戦 (パブリックビューイング・テレビなど)	☐
美術鑑賞 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く)	☐
演芸・演劇・舞踊鑑賞 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く)	☐
映画館での映画鑑賞	☐
映画館以外での映画鑑賞 (テレビ・DVD・パソコンなど)	☐
コンサートなどによるクラシック音楽鑑賞	☐
コンサートなどによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞	☐
CD・スマートフォンなどによる音楽鑑賞	☐
楽器の演奏	☐

項目内容の整理

「現地でのスポーツ観戦」の内容

➤ スタジアムや競技場などで直接観戦するもの

(令和3年調査までの「スポーツ観覧・観戦(テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く)」と同様の定義)

＜含める内容の具体例＞

○プロ野球、サッカー、陸上競技、テニス、相撲などスタジアムや競技場に出向いてライブで直接観戦※

○ゴルフ大会のグリーンサイドやギャラリースタンド、マラソン大会(駅伝など)の沿道などで観戦

※ 実際に競技が行われているスタジアム内のオーロラビジョン(大型モニター)や飲食店などのテレビで飲食しながら観戦する場合も「現地でのスポーツ観戦」に含める。

(一般社団法人日本パブリックビューイング協会の定義においても、パブリックビューイングとは「制作著作映像等を、ライブ制作著作実施場所以外の遠隔地の公会堂を含めたスタジアムや街頭に設置する一切の役務。」とされている。)

「現地以外でのスポーツ観戦(パブリックビューイング・テレビなど)」の内容

➤ 「現地でのスポーツ観戦」以外はすべて含めるものとする

＜含める内容の具体例＞

○無料配信系(TV、YouTube等)

○有料配信系(U-NEXT、スカパー、J-SPORTS、Hulu等) ※オンデマンドも含める

○パブリックビューイング等(スタジアム、街頭、体育館、公民館、スポーツバー、居酒屋などでの映像装置(大型モニター等)によるライブ応援)

※ 実際に競技が行われているスタジアム外に設置している大型モニターやスポーツバーなどのテレビで観戦する場合は「現地以外でのスポーツ観戦」とする。

調査事項の変更②

- 生活時間について「この日は 次のいずれの日でしたか」（調査票 A・B） -

概要

＜「この日は 次のいずれの日でしたか」の設問について＞

当該設問中のテレワーク「それ以外」について、テレワーク以外（＝出勤）と誤認識し、分かりにくいという意見等があったことから、誤りがないように、分かりやすさ等の観点から、解説の追加や文言を修正
その他、報告者が記入の判断に迷わないよう、解説を追加等

令和3年調査

25 生活時間について
・指定された第1日と第2日の行動について それぞれ記入してください

指定された第1日と第2日は 次のいずれかに当てはまりますか
(当てはまるものをすべてに記入してください)

	旅行・ 行楽	行事または 冠婚葬祭 (半日以上 の参加)	出張・ 研修 など	テレワーク 在宅 勤務 それ 以外	療養	休みの日 (休養・ 休日など)	育児休業・ 子の看護 休暇	介護休業・ 介護休暇	いずれにも 当てはまら ない
【第1日】 10月□□日 (曜日)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【第2日】 10月□□日 (曜日)	○	○	○	○	○	○	○	○	○

6～9ページの「25 生活時間について(つづき)」
の記入に当たっては「生活時間についての記入の
ポイント」をごらんください

誤りがないように、
テレワーク「それ以外」からテレワーク「自
宅以外(サテライトオフィスなど)」に修正

令和8年調査(案)

25 生活時間について
・指定された第1日と第2日の行動について それぞれ記入してください

指定された第1日と第2日はどのような日でしたか 当てはまるものがあれば すべてに記入してください

・特に当てはまるものがなく、
ふだんどりの仕事(テレワーク以外)、
学業、家事などをしてた日は、
「いずれにも当てはまらない」に
記入してください

	旅行・ 行楽	行事または 冠婚葬祭 (半日以上 の参加)	出張・ 研修 など	テレワーク 自宅 自宅以外 (サテライトオフィスなど)	療養	休みの日など (ふだん仕事や 学業などを している人の 休養・休日)	育児休業・ 子の看護 休暇	介護休業・ 介護休暇	いずれにも 当てはまら ない
【第1日】 10月□□日(曜日)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【第2日】 10月□□日(曜日)	○	○	○	○	○	○	○	○	○

解説を追加

報告者が記入の判断に迷わないよう、
項目名を変更、具体例を追加

6 ページ へ